

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第3号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号口に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第2号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）<u>に対する</u>林業・木材産業改善資金の貸付け（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。）を行い、もって林業経営及び木材産業</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）及び次に掲げる法律の定めるところにより、法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号口に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第2号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）<u>に対し、県が</u>林業・木材産業改善資金（以下「改善資金」という。）の貸付け（<u>法第3条第2項に規定する融資機関</u>（以下「融資機関」という。）<u>に対する</u>当該貸付けに必</p>

改正前	改正後
<p>経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) 略 (林業・木材産業改善資金)</p> <p>第2条 <u>林業・木材産業改善資金</u>は、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(4) 略 (貸付資格の認定)</p> <p>第3条 <u>林業・木材産業改善資金の貸付けに係る資金</u>（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けなければならない。</p> <p>2・3 略 (貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40</p>	<p>要な資金の貸付けを含む。）を行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) 略 (林業・木材産業改善資金)</p> <p>第2条 <u>改善資金</u>は、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(4) 略 (貸付資格の認定)</p> <p>第3条 <u>林業従事者等に貸し付ける改善資金</u>（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けなければならない。</p> <p>2・3 略 (貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項及び次項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40</p>

改正前	改正後
<p>号) 第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき令和 2 年 3 月 31 日までに県の貸し付ける<u>林業・木材産業改善資金</u>の償還期間は、13 年以内(6 年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、前項各号(第 7 号から第 9 号まで(第 9 号にあつては、償還期間に限る。))を除く。以下この項において同じ。)に掲げる資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)については、それぞれ当該各号に定める償還期間を 3 年延長して適用するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(保証人又は担保)</p> <p><u>第 7 条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申込者」という。)</u>は、知事が別に定める基準により、<u>県が相当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において貸付申込者が団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者(当該利益を受ける者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等その他の代表権を有する者)が連帯保証人となるものとする。</u></p> <p>(貸付けの申込み)</p> <p>第 8 条 <u>貸付申込者は、貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書(様式第 3 号。以下「貸付申請書」という。)</u>を知事に提出するものとする。</p>	<p>号) 第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき令和 2 年 3 月 31 日までに県の貸し付ける<u>改善資金</u>の償還期間は、13 年以内(6 年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、前項各号(第 7 号から第 9 号まで(第 9 号にあつては、償還期間に限る。))を除く。以下この項において同じ。)に掲げる資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)については、それぞれ当該各号に定める償還期間を 3 年延長して適用するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(貸付方法)</p> <p><u>第 7 条 貸付金の貸付けは、県が直接貸付けを行う方式(以下「直貸方式」という。)</u>又は法第 3 条第 2 項の規定により融資機関が県から借り入れる資金を原資として貸付けを行う方式(以下「転貸方式」という。)により行うものとする。</p> <p>(直貸方式による貸付手続)</p> <p>第 8 条 <u>直貸方式により貸付けを受けようとする者(以下「直貸申込者」という。)</u>は、貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書(様式第 3 号。以下「貸付申請書」とい</p>

改正前	改正後
<p>(貸付けの決定)</p> <p>第9条 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けを決定したときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第4号)を資格認定書と併せて貸付申込者に交付し、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該貸付申込者に通知するものとする。</p>	<p>う。)により、知事に貸付けを申請するものとする。この場合において、<u>直貸申込者は、知事が別に定める基準により、県が相当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うとともに、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第4号)を資格認定書と併せて直貸申込者に交付し、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該直貸申込者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>貸付けの決定を受けた直貸申込者は、林業・木材産業改善資金借用証書(様式第5号)を知事に提出するものとする。</u> (転貸方式による貸付手続)</p> <p>第9条 <u>転貸方式により貸付けを受けようとする者(以下「転貸申込者」という。)は、貸付資格認定申請書と併せて、別に定める様式により、融資機関に貸付けを申請するものとする。</u></p> <p>2 <u>融資機関は、前項の書類の提出を受け、法第3条第2項の規定により県が貸し付ける資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、県貸付金貸付申請書(様式第5号の2)を知事に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うとともに、県貸付金貸付決定通知書(様式第5号の3)を融資機関に交付し、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたとき又は県貸付金の貸付けをしない旨の通知を受けたときは、速</u></p>

改正前	改正後
<p>(借用証書)</p> <p>第10条 貸付申込者は、前条第2項の交付を受けた場合は、<u>林業・木材産業改善資金借用証書(様式第5号)を知事に提出するものとする。</u></p> <p>(事業完了報告書)</p> <p>第11条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、事業完了後30日以内に<u>林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号。以下「事業完了報告書」という。)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(支払の猶予等)</p> <p>第12条 知事は、<u>貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)又はその者と住居及び生計を一にする親族が不慮の災害、死亡、疾病又は負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。</u></p> <p>2 前項の支払の猶予を申請しようとする借受者は、<u>林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第7号。以下「支払猶予申請書」という。)</u>を償還期限の30日前までに<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>	<p>やかに、<u>貸付金の貸付けを行う旨又は行わない旨を、転貸申込者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 貸付けの決定を受けた転貸申込者は、別に定める様式により<u>融資機関と貸付契約を行うものとする。</u></p> <p>(県貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第10条 <u>県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日(以下この条において「貸付条件」という。)</u>は、<u>融資機関が県貸付金を原資として貸し付ける貸付金の貸付条件と同一とする。</u></p> <p>(事業実施報告書)</p> <p>第11条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、事業完了後30日以内に<u>林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号)を、貸付けを行った知事又は融資機関(以下「貸付機関」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(支払の猶予)</p> <p>第12条 <u>貸付機関は、借受者が災害により、又は当該借受者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷のため、貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。</u></p> <p>2 前項の支払の猶予を申請しようとする借受者は、<u>林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第7号。以下「改善資金支払猶予申請書」という。)</u>を償還期限の30日前までに<u>貸付機関</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>転貸方式において融資機関は、借受者から改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに知事に対し県貸付金支払猶予申請書(様式第7号の2)を提出しなければならない。この場</u></p>

改正前	改正後
<p>3 知事は、<u>支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することを相当と認め、猶予の決定を行ったときは、当該申請者に対し林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第8号）を交付し、猶予しない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>（事務の委託）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の委託を受けた佐賀県森林組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理をその構成員である森林組合に再委託することができるものとする。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第14条 第3条第1項、第8条、<u>第11条及び第12条第2項の規定による書類の提出は、</u>農林事務所長を経由して行うものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか<u>林業・木材産業改善資金の貸付け</u>に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>	<p><u>合において、県貸付金支払猶予申請書に記載された償還方法は、改善資金支払猶予申請書の償還方法と同一でなければならない。</u></p> <p>4 知事は、<u>改善資金支払猶予申請書又は県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めたとときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第8号）又は県貸付金支払猶予決定通知書（様式第9号）を申請者に対し交付するものとする。この場合において、県貸付金支払猶予決定通知書の交付を受けた融資機関は、その旨を借受者に通知するものとする。</u></p> <p>5 知事は、<u>支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に対し通知するものとし、当該通知を受けた融資機関は同様に借受者に通知するものとする。</u></p> <p>（事務の委託）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の委託を受けた佐賀県森林組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理を、<u>その構成員である森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合に再委託することができるものとする。</u></p> <p>（書類の経由）</p> <p>第14条 第3条第1項の規定による書類の提出は農林事務所長又は融資機関を、<u>第8条第1項及び第11条の規定による書類の提出は農林事務所長をそれぞれ</u>經由して行うものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、<u>改善資金の貸付け</u>に関し必要な事項については、<u>知事が別に定める。</u></p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>

改正前	改正後								
<p>略</p> <p>3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法</p> <div data-bbox="232 386 1106 430" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 1～3 略</p> <p>略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金貸付資格認定書</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法</p> <div data-bbox="1162 386 2036 430" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <hr/> <p>以下の欄は関係機関が記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1158 528 1989 697"> <thead> <tr> <th>受理機関名</th> <th>受理年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資機関</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>農林事務所</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>本庁所管課</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1～3 略</p> <p>略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金貸付資格認定書</p> <p>略</p>	受理機関名	受理年月日	融資機関	年 月 日	農林事務所	年 月 日	本庁所管課	年 月 日
受理機関名	受理年月日								
融資機関	年 月 日								
農林事務所	年 月 日								
本庁所管課	年 月 日								

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付申請書

佐賀県知事 様

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

申請者

住所	〒		
電話番号	()	設立の時期（個人の場合は事業開始時期）	年 月 日
ふりがな			生年月日 年齢
氏名（名称及び代表者名）	印	年 月 日生	歳
事業の概要			

1 事業内容

資金交付希望日	借り受けようとする事業の内容及び金額		
	事業の内容	事業費	申請額
年 月 日		千円	千円

2 償還計画

償還期間	償還年次	償還額	償還年次	償還額
年	1年目（ 年）	千円	9年目（ 年）	千円
	2年目（ 年）	千円	10年目（ 年）	千円
据置期間	3年目（ 年）	千円	11年目（ 年）	千円
年	4年目（ 年）	千円	12年目（ 年）	千円
	5年目（ 年）	千円	13年目（ 年）	千円
償還月日	6年目（ 年）	千円	14年目（ 年）	千円
月 日	7年目（ 年）	千円	15年目（ 年）	千円

	8年目(年)	千円
--	--------------	----

3 連帯債務者

住所	〒		
電話番号	()	職業	
ふりがな			生年月日 年齢
氏名	印		年 月 日生 歳

4 連帯保証人

住所	〒		
電話番号	()	職業	
ふりがな			生年月日 年齢
氏名	印		年 月 日生 歳
住所	〒		
電話番号	()	職業	
ふりがな			生年月日 年齢
氏名	印		年 月 日生 歳
住所	〒		
電話番号	()	職業	
ふりがな			生年月日 年齢
氏名	印		年 月 日生 歳

5 担保物件

有・無	担保物件の内容

注 1 印鑑は実印（法人の場合は登録印）を押印すること。

2 償還額は据置期間を除く各年に均等に分割するものとし、千円未満の端数が生じる場合は初回の償還額に繰り入れるものとする。

この様式に記載された個人情報、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下の欄は関係機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
農林事務所	年 月 日
本庁所管課	年 月 日

番 号
年 月 日

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

様

佐賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

貸付決定番号		償還期限	年 月 日
貸付金額	千円	据置期間	年
資金の内容			
資金の用途			
貸付決定に付する条件	裏面記載のとおり		
償還方法		償還期日	金額(千円)
	第1回	年 月 日	
	第2回	年 月 日	
	第3回	年 月 日	
	第4回	年 月 日	
	第5回	年 月 日	
	第6回	年 月 日	
	第7回	年 月 日	
	第8回	年 月 日	
	第9回	年 月 日	
	第10回	年 月 日	
	第11回	年 月 日	
	第12回	年 月 日	
	第13回	年 月 日	
	第14回	年 月 日	
	第15回	年 月 日	
	計		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付予定日	年 月 日
----------	-------	---------	-------

(裏 面)

貸付決定に付した条件

- (1) 借受者は、貸付けの対象となった事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、知事に報告すること。
- (2) 事業は、資金の交付後に実施すること。ただし、やむを得ず貸付決定後から資金交付前の期間に実施する場合には事前に知事に報告すること。
なお、事業は資金交付後3月以内に終了し、事業の完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書を提出すること。
- (3) 借受者は、貸付けの対象となった事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 借受者は、貸付けの対象となった事業がその予定期間内に完了しない場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 借受者は、貸付事業の完了後においても、貸付金の償還が終了するまでの間、林業・木材産業改善資金の貸付事業により取得した施設等について、目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は無断で処分してはならない。
- (6) 借受者は、借用証書を提出期限までに提出すること。
- (7) 担保提供の必要がある場合は、佐賀県森林組合連合会を通じ、借用証書とともに、必要書類を提出すること。
- (8) 借受者は、資金の受領から事業費の支払等までの資金の流れが明確になるよう、通帳その他証拠書類を整備し、資金の流用は絶対に行わないこと。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第 5 号 (<u>第 10 条</u>関係)</p> <p>略</p> <p>上記資金の借受けにつき、佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則及び特約条項を承知の上、<u>借受者と連帯して債務の責に任じます。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 512 1106 555"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1・2 略</p> <p>林業・木材産業改善資金借用証書特約条項 (様式第 5 号裏面) (期限前償還)</p> <p>第 1 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という) は、佐賀県知事 (以下「甲」という) が次のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ) にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。</p> <p>(1) ~ (12) 略</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第 7 条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、<u>乙と丙間の間の</u>契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。</p>	略	<p>様式第 5 号 (<u>第 8 条</u>関係)</p> <p>略</p> <p>上記資金の借受けにつき、佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則、<u>上記の条件及び裏面の</u>特約条項を承知の上、<u>債務者と連帯して履行の責めを負います。</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 512 2031 555"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1・2 略</p> <p>以下の欄は関係機関が記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1158 694 1986 820"> <thead> <tr> <th>受理機関名</th> <th>受理年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務委託機関</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>本庁所管課</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>林業・木材産業改善資金借用証書特約条項 (様式第 5 号裏面) (期限前償還)</p> <p>第 1 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。) は、佐賀県知事 (以下「甲」という。) が次のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。</p> <p>(1) ~ (12) 略</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第 7 条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、<u>乙と丙との間の</u>契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。</p>	略	受理機関名	受理年月日	事務委託機関	年 月 日	本庁所管課	年 月 日
略									
略									
受理機関名	受理年月日								
事務委託機関	年 月 日								
本庁所管課	年 月 日								

改正前	改正後
<p>2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。</p> <p>3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、<u>適当と認めるときはこれを変更するものとする。</u></p> <p>(法定代位者の変動)</p> <p>第9条 乙又は丙は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。</p> <p>2 丙は、償還期日、<u>据置期限</u>又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。</p>	<p>2 乙は、甲が連帯保証人の追加又は<u>変更</u>を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。</p> <p>(法定代位者の変動)</p> <p>第9条 乙又は丙は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の<u>解除若しくは差替え</u>を行っても異議を申し立てない。</p> <p>2 丙は、償還期日、<u>据置期間</u>又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。</p>

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第5号の2（第9条関係）

県貸付金貸付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定に基づき、次のとおり県貸付金の貸付けを申請します。

申請者	住所	〒
	名称及び代表者氏名	印
	電話番号	() -
申請額		千円

注 貸付資格認定書（様式第2号）の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

県貸付金貸付決定通知書

様

佐賀県知事 印

年 月 日付で申請のあった県貸付金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

貸付決定番号				償還期限	年 月 日
貸付金額	千円			据置期間	年
償還方法	償還期日			金額（千円）	林業・木材産業改善資金 （転貸融資先）
	第1回	年	月	日	住所
	第2回	年	月	日	
	第3回	年	月	日	
	第4回	年	月	日	氏名
	第5回	年	月	日	
	第6回	年	月	日	
	第7回	年	月	日	貸付資格認定日
	第8回	年	月	日	年 月 日
	第9回	年	月	日	
	第10回	年	月	日	資金の内容
	第11回	年	月	日	
	第12回	年	月	日	
	第13回	年	月	日	資金の使途
	第14回	年	月	日	
第15回	年	月	日		
計					

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付予定日	年 月 日
----------	-------	---------	-------

備考	
----	--

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																
様式第6号(第11条関係) 略		様式第6号(第11条関係) 略																
<p>以下の欄は確認を行った関係機関が記入すること。</p> <p><u>事業費等の確認</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>貸付対象機械等の適否</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>貸付決定額の確認</u></td> <td><u>貸付決定額</u></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>貸付超過額</u></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>貸付超過の場合の処理経過</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>確認の証明</u></td> <td colspan="2"><u>上記のとおり相違ないことを証明します。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 年 月 日 <u>確認した機関名(責任者)</u> </td> </tr> </table> <p>印</p>		<u>貸付対象機械等の適否</u>			<u>貸付決定額の確認</u>	<u>貸付決定額</u>	円	<u>貸付超過額</u>	円	<u>貸付超過の場合の処理経過</u>		<u>確認の証明</u>	<u>上記のとおり相違ないことを証明します。</u>		年 月 日 <u>確認した機関名(責任者)</u>			
<u>貸付対象機械等の適否</u>																		
<u>貸付決定額の確認</u>	<u>貸付決定額</u>	円																
	<u>貸付超過額</u>	円																
	<u>貸付超過の場合の処理経過</u>																	
<u>確認の証明</u>	<u>上記のとおり相違ないことを証明します。</u>																	
	年 月 日 <u>確認した機関名(責任者)</u>																	
<p><u>注 貸付対象機械等の適否を判断するに当たっては、事業実施の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。</u></p>																		
略		略																

様式第7号を次のように改める。

年 月 日

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

様

債務者 住所
氏名又は名称及び代表者名 印
(連帯債務者)住所
氏名又は名称及び代表者名 印
連帯保証人 住所
氏名又は名称及び代表者名 印

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、次のとおり支払猶予を申請します。

1 借り受けている資金

借受金額	既償還額	借受残高
千円	千円	千円

2 申請理由

3 償還方法

回	当初		変更後	
	支払期日	金額（千円）	支払期日	金額（千円）
第1回	年 月 日		年 月 日	
第2回	年 月 日		年 月 日	
第3回	年 月 日		年 月 日	
第4回	年 月 日		年 月 日	
第5回	年 月 日		年 月 日	
第6回	年 月 日		年 月 日	
第7回	年 月 日		年 月 日	
第8回	年 月 日		年 月 日	
第9回	年 月 日		年 月 日	
第10回	年 月 日		年 月 日	
第11回	年 月 日		年 月 日	
第12回	年 月 日		年 月 日	
第13回	年 月 日		年 月 日	
第14回	年 月 日		年 月 日	
第15回	年 月 日		年 月 日	

- 注 1 「申請理由」欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

この様式に記載された個人情報、林業・木材産業改善資金の支払猶予に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下の欄は関係機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
事務委託機関	年 月 日
本庁所管課	年 月 日

様式第7号の次に次の1様式を加える。

年 月 日

県貸付金支払猶予申請書

佐賀県知事 様

融資機関の名称
代表者の氏名

印

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金の県貸付金について、次のとおり支払猶予を申請します。

1 借り受けている資金

貸付決定番号	貸付決定日	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日	千円	千円	千円

2 償還方法

回	当初		変更後	
	支払期日	金額（千円）	支払期日	金額（千円）
第1回	年 月 日		年 月 日	
第2回	年 月 日		年 月 日	
第3回	年 月 日		年 月 日	
第4回	年 月 日		年 月 日	
第5回	年 月 日		年 月 日	
第6回	年 月 日		年 月 日	
第7回	年 月 日		年 月 日	
第8回	年 月 日		年 月 日	
第9回	年 月 日		年 月 日	
第10回	年 月 日		年 月 日	
第11回	年 月 日		年 月 日	
第12回	年 月 日		年 月 日	
第13回	年 月 日		年 月 日	
第14回	年 月 日		年 月 日	
第15回	年 月 日		年 月 日	

注 林業・木材産業改善資金の債務者から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（様式第7号）の写しを添付すること。

この様式に記載された個人情報、林業・木材産業改善資金県貸付金の支払猶予に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第 8 号を次のように改める。

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

様

佐賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった支払猶予については、次のとおり決定します。

1 貸し付けている資金

貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高
	千円	千円	千円

2 償還方法

回	当初		変更後	
	支払期日	金額(千円)	支払期日	金額(千円)
第1回	年 月 日		年 月 日	
第2回	年 月 日		年 月 日	
第3回	年 月 日		年 月 日	
第4回	年 月 日		年 月 日	
第5回	年 月 日		年 月 日	
第6回	年 月 日		年 月 日	
第7回	年 月 日		年 月 日	
第8回	年 月 日		年 月 日	
第9回	年 月 日		年 月 日	
第10回	年 月 日		年 月 日	
第11回	年 月 日		年 月 日	
第12回	年 月 日		年 月 日	
第13回	年 月 日		年 月 日	
第14回	年 月 日		年 月 日	
第15回	年 月 日		年 月 日	

3 連絡事項

--

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

県貸付金支払猶予決定通知書

様

佐賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の県貸付金の支払猶予については、次のとおり決定します。

1 貸し付けている資金

貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高
	千円	千円	千円

2 償還方法

回	当初		変更後	
	支払期日	金額(千円)	支払期日	金額(千円)
第1回	年 月 日		年 月 日	
第2回	年 月 日		年 月 日	
第3回	年 月 日		年 月 日	
第4回	年 月 日		年 月 日	
第5回	年 月 日		年 月 日	
第6回	年 月 日		年 月 日	
第7回	年 月 日		年 月 日	
第8回	年 月 日		年 月 日	
第9回	年 月 日		年 月 日	
第10回	年 月 日		年 月 日	
第11回	年 月 日		年 月 日	
第12回	年 月 日		年 月 日	
第13回	年 月 日		年 月 日	
第14回	年 月 日		年 月 日	
第15回	年 月 日		年 月 日	

3 連絡事項

--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。